

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	有	電話	042(769)8321
担当部課名	保健福祉部	介護保険	課	保険
事務事業名	保険支給事務等の効率化		事業コード	11530

1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	安心して生活できる福祉社会を作ります	事業開始年度
基本施策名	第5節	社会保障制度の充実に向けて	12
施策名	第3施策	介護保険制度の円滑な運営	年度

2 実施根拠及び関連法令等

介護保険法40条～61条

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
介護保険の在宅サービスの中で、市窓口が直接申請を受けるサービスとして住宅改修費・福祉用具購入費支給サービスがあるが、制度開始当初から、サービス提供事業者、ケアマネジャー、在宅介護支援センター職員等がサービス利用に係る制度の知識、手続き等が理解できず混乱状態にあった。市に対する相談・問い合わせが非常に多く、制度・手続きの普及等を行い、保険給付を円滑にし制度を定着化する体制づくりが必要であった。		住宅改修費・福祉用具購入費受領委任協力事業者、ケアマネジャー、在宅職員	
		対象数	延500人
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
要介護認定者等が住宅改修費・福祉用具購入費支給サービスを利用する場合に、利用を円滑にするため保険支給に係る事務改善等を実施した。 受領委任協力事業者、ケアマネジャー等にマニュアルの配付、研修会等を実施。 (問い合わせ12年度7,200件 13年度1,200件) 平成13年10月審査分から国保連審査を廃止し支給までの期間短縮、審査手数料削減を行った。 (期間100日 40日、審査手数料@58.6円×約500件=約30,000円削減)		介護保険制度の施行体制を整備するとともに、制度の普及、啓発に努める。保険給付が円滑に実施できるよう、介護サービス供給体制の計画的な確保を図る。	
		(5) 個別計画の概要	
		計画名 相模原市高齢者保健福祉計画	
		計画年次 平成12年度～平成16年度	
		要介護者等利用者の選択により多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスを受け、可能な限り住み慣れた地域や環境の中で生活をする社会の実現を図る。	

4 評価指標

指標名	問い合わせ件数減少の割合	申請から支給までの期間短縮の割合
指標式	$(1 - (13年度問い合わせ件数 / 12年度問い合わせ件数)) \times 100$	$(1 - (13年度日数 / 12年度日数)) \times 100$
指標設定の意図	12年度から13年度へかけての問い合わせ件数の減少によりサービス給付の円滑化を図る。	12年度から13年度へかけての申請から支給までの期間短縮によりサービス給付の迅速化を図る。

5 目標と実績

〔金額単位：千円〕

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標			a 83	b 83	83	
指標			c 60	d 60	60	
指標			e	f		
事業費	決算(予算)額	65,037	108,735	111,690	133,110	
	人員・時間数	3600H	200H	200H	200H	
	人件費	15,048	836	836	836	
	その他経費	0	0	0		
	合計	0	80,085	109,571	112,526	133,946
特定財源						

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか		
評価 A ▼	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 100.0%
	B : 一部達成していない(100%> 80%)	
	C : 達成していない (80%>)	

$\frac{a}{b} = \frac{83.4}{83.4} \times 100 = 100.0\%$	$\frac{c}{d} = \frac{60.0}{60.0} \times 100 = 100.0\%$	$\frac{e}{f} \times 100 =$
--	--	----------------------------

理由: 介護保険の住宅改修費・福祉用具購入費については、給付の中で市の窓口が直接申請を受けるサービスであるが、事業者やケアマネジャーの制度や申請手続きについての知識・相談レベルの向上が必要であり、問い合わせ件数が激減したことにより、一定の改善効果があったと考える。申請から支給までの期間短縮についてもほぼ目標を達成したと考える。

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か		
評価 A ▼	A : 適応している	理由: 住宅改修費・福祉用具購入費支給サービスについては、介護保険制度の主旨である在宅介護生活を支えるサービスとして、高齢化時代に適応している。
	B : 一部適応していない	
	C : 適応していない	

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か		
評価 A ▼	A : 妥当である	理由: 相談件数・相談時間の激減により、人件費の削減効果があった。またサービス利用者への申請から支給までの期間短縮により、利用者に対する行政サービスが向上した。
	B : 一部妥当でない	
	C : 妥当でない	

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か		
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由: 介護保険法によるサービスであり代替性はない。
	B : 代替の可能性低い	
	C : 代替の可能性高い	

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか		
評価 A ▼	A : 満足できる	理由: 平成13年度住宅改修費等支給サービスに係る実態調査を実施し、サービス後の利用者の満足度を聞いたところ、満足が87.2% (とても満足27.0%、おおむね満足60.2%)であった。
	B : 一部満足できない	
	C : 満足できない	

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か		
評価 A ▼	A : 有効である	理由: 在宅サービスの利用を円滑にするものとして、有効である。
	B : 一部有効である	
	C : 有効でない	

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <p><input type="checkbox"/> ある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ない</p> <p>説明: 事務改善はほぼ達成されたと考える。</p>	
	<p>コスト改善余地</p> <p><input type="checkbox"/> ある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ない</p> <p>説明: 事務改善はほぼ達成されたと考える。</p>	

7 総合評価

評価 AAA ▼	他自治体の類似事業との比較	事務改善についての他市との比較は困難であるが、申請から支給までの期間短縮については国保連へ審査依頼をしている市町村は通常3ヶ月はかかることから、本市の40日は迅速な処理と言える。さらに、本市では、介護保険制度の施行当初から住宅改修費・福祉用具購入費支給サービスについて、受領委任払い制度の実施をしており、利用促進に努めている。
		説明
今後の進め方		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続	
<input type="checkbox"/>	見直し	
<input type="checkbox"/>	廃止	
<input type="checkbox"/>	完了	

8 二次評価における変更点

--